

委託契約書（案）

- 1 契約業務名 永平寺キャンパス 熱源設備保守点検業務
- 2 契約金額 金 円
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）
- 3 契約期間 平成30年4月 日から平成31年3月31日まで
- 4 履行場所 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
福井県立大学 永平寺キャンパス
- 5 契約保証金
- ※ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上。
 - ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
 - ※ 契約事務取扱細則第38条第1項の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と、 （以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人 福井県立大学
理事長 林 雅則

乙

契 約 条 項

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

(委託業務の実施方法)

第2条 乙は、別紙仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もしくは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第6条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに別紙仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は委託業務が実施要領等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第7条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日の翌月の25日に委託料を支払うものとする。ただし、25日が土曜日、日曜日および祝祭日の場合は、その翌営業日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第10条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲はその超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、甲が実際に被った損害額とする。

3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、甲はこれを請求しない。

4 委託業務の履行に関し、第三者に損害が生じたときは、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、甲と乙が協議して定める

(著作権等権利の処理)

第12条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

(グリーン購入)

第15条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

一 般 共 通 仕 様 書

1 節 一 般 事 項

1. 1 共通仕様書の適用範囲	特記以外は、この共通仕様書による。
1. 2 設計図書	設計図書とは、図面および仕様書をいう。
1. 3 監督員	監督員とは、契約書に規定する監督職員をいう。
1. 4 疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合または疑いを生じた場合は監督員と協議する。
1. 5 協議の結果の処置	a 必要に応じて契約の変更が行われる。 b 契約の変更に至らぬ事項は3. 3項による。
1. 6 官公署その他への手続き	a 管理業務に必要な官公署その他への手続きを要するときは、受託者の費用および責任において、速やかに行う。 b 甲の責務による官公署その他への手続きを要するときは、関係書類を作成し、監督員に提出する。
1. 7 別契約の関係業務	別契約による関係業務については、監督員の指示により、関係者と協力し、円滑に業務を遂行する。

2 節 業 務 管 理

2. 1 作業責任者	作業責任者とは、契約書に規定する業務責任者をいう。ただし、作
------------	--------------------------------

	業員が一人の場合、その作業員を作業責任者とする。
2. 2 安全衛生管理	a 作業現場の安全衛生に関する管理は、作業責任者が関連法令等に従って、これを行う。 別に責任者が定められた場合は、これに協力する。 b 作業現場において、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
2. 3 災害および公害防止	a 管理業務に伴う災害および公害の防止は、関係法令等に従い、適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (2) 公害の防止に努める。 (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害または公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督員と協議する。
2. 4 臨機の処置	災害または公害が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直にその経費を監督員に報告する。
2. 5 養生	在来部分などで汚染または損傷の恐れのあるものは適切な方法で養生する。
2. 6 あと片付け	管理業務完了に際しては、作業現場内外のあと片付けおよび清掃を行う。
2. 7 作業員の資格	管理業務のうち、法令および仕様書等で規制のあるものは、有資格者がその取扱いをしなければならない。
2. 8 使用材料	管理業務に使用する材料は新品とし、品質良好のものを使用する。規格等の指定のあるものは、規格品を使用する。
2. 9 破損個所の措置	管理業務により発見した破損または故障箇所は、その機能が維持する程の応急処置を施し、直ちに監督員に報告する。

2. 10 光熱・水道等の利用	光熱・水道・休息・道具または資材置場等の利用は作業実施計画書（後述）により、監督員の承認を得て無償で利用できる。
-----------------	--

3 節 実施計画書、記録、その他

3. 1 作業実施計画書	管理作業の実施に先立ち、監督員と十分打合せ、下記の事項について作業実施計画書を作成し、提出する。変更する場合は速やかに変更する部分を書面にて監督員に提出する。 （１）作業全体の工程表および実施工程表 （２）作業現場の明示および作業時間等 （３）作業員および資格等 （４）使用機器および材料 （５）測定方法および記録例等
3. 2 作業の打合せ	作業の実施に当たり、事前に当該建物管理者と作業内容について十分打合せをし、執務に支障のないようにする。
3. 3 作業実施の記録、報告等	- a 管理業務終了後は、書面に正確に記録し、当該建物管理者または監督員へ提出するとともに、細部について報告し、確認を得る。 - b 管理業務終了後では容易に点検できない部分および監督員の指示する箇所は、写真の記録等により監督員の確認を受ける。

熱源設備保守点検業務 特記仕様書

1 共通仕様

特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。

「一般共通仕様書」

2 特記仕様

(1) 設備内訳

各棟等の設備内訳による。

(2) 作業周期および作業内容

各棟等の作業周期および作業内容による。

原則として、冷房シーズン前および暖房シーズン前の年2回点検とする。

また、作業の内容、方法等については、必要に応じて監督職員と協議し、その了解のもと、効率化を図ることができるものとする。

(3) 作業時期

他の設備または他の棟の設備との連携、調整等を考慮した上で、監督職員と協議して定めるものとする。

(4) 記録簿の提出

作業終了後、記録簿に記入のうえ監督職員に提出する。

(5) 消耗品および材料

必要な次の消耗品は、受託者の負担とする。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 ヒューズ、メタル | 6 乾電池 |
| 2 ビス、ネジ類 | 7 ラベル、パッキン類 |
| 3 ウェス | 8 洗 剤 |
| 4 油 類 | 9 その他必要なもの（概ね単価2千円以内） |
| 5 パテ、シール類 | |

(6) 異常発生時の措置

対象設備に甲が異常を認めて乙に通知したときは、乙の費用負担において直ちに技術員を急行させ、異常の拡大防止策等の必要な応急措置を講じた上で、原因調査を実施する。

(7) 異常設備の修繕

前項の調査の結果または甲が別途実施した調査の結果、修繕等の必要が生じたときは、乙は、甲の係員の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

この場合、修繕に係る費用（ただし、（5）の消耗品は除く）は、甲の負担とする。

〔エネルギーセンター〕

(1) 設備内訳

イ	冷温水発生機	川崎重工A重油焚	ALA-180A	3基
ロ	冷却塔	空研工業	SKB-180PGRS	3基
ハ	冷却水ポンプ			3基
ニ	冷温水一次ポンプ			3基
ホ	冷温水二次ポンプ			5基
ヘ	膨張タンク	1,000リットル	(生物棟屋上)	1基
ト	地下重油タンク	15,000リットル		1基
チ	サービスタンク	200リットル		1基
リ	オイルギヤーポンプ			2基
ヌ	自動制御装置	SAVIC-NET-FXシステム		
		メインコンソールユニット		
		プリンタ装置		
		伝送制御装置・伝送変換装置		1式
ヌ	配管設備			1式

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表1による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

〔実験研究場温室〕

(1) 設備内訳

別表2-1のとおり。

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表2-2による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

〔小動物飼育棟〕

(1) 設備内訳

イ	空冷ヒートポンプチラー	MCA-10B-CU		1基
ロ	ヒートポンプ温水器	CAH-5FQ2		1基
ハ	冷水槽・温水槽			2基
ニ	外気処理ユニット			1基
ホ	脱臭ユニット			1基
ヘ	空気調和機	CAH-1V		2基
ト	空調制御盤			1基

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表3による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

〔微生物棟・動植物棟〕

(1) 設備内訳

特殊空調設備

イ	小型冷凍機	KX-2A3他	6基
ロ	空気調和機	AH-3V	2基
ハ	新鮮空気処理器	DU-123他	3基
ニ	排気ファン	NSF101-LR-T他	3基
ホ	空冷ヒートポンプエアコン	RCID-J40KT他	4基
ヘ	ユニットクーラー	TLA-22AHT他	2基
ト	フィルターユニット	PCF-26TDG	2基
チ	蒸気発生器	SRH-5	1基
リ	軟水器	MS-5	1基
ヌ	操作盤等		5基

一般空調設備

ル	空冷ヒートポンプエアコン	RAC-255GX他	18基
ヲ	地下オイルタンク	1,900リットル	1基

(2) 作業周期および作業内容

原則として別表4による。各設備の点検・調整・清掃を行うものとし、これ以外の事項についてはその都度協議する。

別表1 作業内容および周期

(エネルギーセンター)

1/2

作 業 内 容	周 期		
	一 年 四 回 以 上	一 年 二 回 以 上	一 年 一 回 以 上
1 冷温水発生機 (1) シーズン前点検 (冷房・暖房) 冷房・暖房の切り換え 機械関係の点検、調整 燃焼関係の点検、調整 インターロックテスト、調整 安全装置の点検、調整 容量コントロール装置点検、調整 各部温度調整 総合点検、試運転 (2) その他 (必要に応じて実施) 冷却水管チューブ洗浄 煙管清掃 吸収液分析およびインヒビター補充		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
2 冷却塔 水槽および散水装置清掃、点検 送風装置モーター、ベルト類点検、調整		○	○
3 ポンプ類 電気系統点検 グラント点検、調整 運転状況の点検、調整		○ ○ ○	
4 膨張タンク 外観点検 水漏れ点検 動作確認		○ ○ ○	

作 業 内 容	周 期		
	一 年 四 回 以 上	一 年 二 回 以 上	一 年 一 回 以 上
5 サービスタンク類 外観点検 油面計点検、調整 地下タンク（15,000リットル） 微減圧検査 埋設配管検査 消防報告作成 ※消防法に基づく点検・検査とする		○ ○	○ ○ ○
6 中央監視装置 (1) メインコンソールユニット 外観点検、清掃 各ユニット組付け、端子およびコネクター点検 (2) プリンター装置 外観点検、動作確認 (3) 伝送制御装置、伝送変換装置 外観点検、清掃 動作確認、電源関係点検			○ ○ ○ ○ ○
7 配管設備 外観点検、バルブ類点検 ストレーナー清掃（ Y型 250A×1 、 200A×3 ）		○	○

別表 2-1

福井県立大学永平寺キャンパス 実験研究場温室保守管理機器表

記 号	名 称	機 器 性 能	台数	設置場所
R-1	空冷チーリングユニット	冷房能力 99,500 kcal/h 冷水量 330 L/min 圧縮機 30 kw 送風機 0.7×4 kw	2	屋外
P-1	冷水循環ポンプ	(50×40)φ×330L/min×25m 電動機 3.7 kw	2	屋外
TC-1	冷水槽	ステンレス断熱パネルタンク 実容量 1,500 L	2	屋外
B-1 B-2	温水ボイラー	銅板製温水ボイラー (低圧型) 定格出力 130,000 kcal/h 50,000 kcal/h 燃料消費量 17.4 L/H	2	ボイラー室
PH-1	温水循環ポンプ	(65×50)φ×430L/min×25m 電動機 5.5 kw	1	ボイラー室
OGP -1	オイルギャーポンプ	15φ×7L/min×30m 0.2 kw	1	ボイラー室
TO-1	オイルタンク	地下式 実容量 7,000 L	1	屋外
TOS -1	オイルサービスタンク	実容量 210 L	1	屋外
EXT-0 EXT-1 EXT-2	密閉型膨張水槽	ステンレス製 膨張タンク容量 180 L (1) 60 L (2)	3	ボイラー室
AC-1	空調機	縦型空調機 冷房能力 85,000 kcal/h 暖房能力 37,000 kcal/h 風量 24,000 CMH 送風機 5.5 KW 冷水量 330 L 温水量 144 L	2	温室内

(実験研究場温室)

[illegible]

作 業 内 容	周 期		
	一 年 四 回 以 上	一 年 二 回 以 上	一 年 一 回 以 上
3 温水ボイラー シーズン前点検 バーナー分解清掃 炉内清掃点検 缶体水漏れ点検 安全装置の作動点検 サーモスタット温度作動点検 燃焼状態点検調整 オイルストレーナー清掃点検 電気系統の点検 燃焼量の調整点検 温水流量の調整点検 缶泥の排水処理			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
4 ポンプ シーズン前点検 グランドパッキンの調整または取替 カップリングゴムの点検 水圧の上昇確認点検 電源・電圧・電流・絶縁の点検 マグネット・サーマルリレーの点検・調整 水漏れ点検 外部・ドレン排水パイプ清掃		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
5 地下タンク（7,000リットル） シーズン前点検 微減圧検査 埋設配管ガス圧検査 消防報告書作成 ※消防法に基づく点検・検査とする。			○ ○ ○

別表3 作業内容および周期

(小動物飼育棟)

1/1

作 業 内 容	周 期		
	一 年 四 回 以 上	一 年 二 回 以 上	一 年 一 回 以 上
1 空冷ヒートポンプチラー シーズン前点検（冷房・暖房） 冷房・暖房の切り換え 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 冷媒系統の点検、調整 各部温度調整 総合点検、試運転		○ ○ ○ ○ ○ ○	
2 ポンプ類 電気系統点検 グラント点検、調整 運転状況の点検、調整		○ ○ ○	
3 冷温水槽・密閉式タンク 外観点検 本体の損傷など点検 各部の締め付け 配管・弁の点検、調整		○ ○ ○ ○	
4 空気調和機 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	
5 ファンコイルユニット 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	

別表4 作業内容および周期

(微生物棟・動植物棟)

1/2

作 業 内 容	周 期		
	一 年 四 回 以 上	一 年 二 回 以 上	一 年 一 回 以 上
特殊空調設備			
1 小型冷凍機、空冷ヒートポンプエアコン シーズン前点検 (冷房・暖房) 冷房・暖房の切り換え 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 冷媒系統の点検、調整 各部温度調整 総合点検、試運転		○ ○ ○ ○ ○ ○	
2 空気調和機、空気処理機 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	
3 排気ファン、ユニットクーラー、フィルターユニット 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	
4 蒸気発生器、軟水器 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 各部温度調整 総合点検 エアフィルター点検、清掃		○ ○ ○ ○ ○	

作 業 内 容	周 期		
	一 年 四 回 以 上	一 年 二 回 以 上	一 年 一 回 以 上
一般空調設備 1 空冷ヒートポンプエアコン シーズン前点検（冷房・暖房） 冷房・暖房の切り換え 電気関係の点検、調整 送風機点検、調整 冷媒系統の点検、調整 各部温度調整 総合点検、試運転		○ ○ ○ ○ ○ ○	
2 地下オイルタンク（1,900リットル） 微減圧検査 埋設配管検査 消防報告作成 ※消防法に基づく検査とする。			○ ○ ○